

令和2年度

公益財団法人生涯学習かめおか財団

第3回理事会議事録

公益財団法人生涯学習かめおか財団

公益財団法人生涯学習かめおか財団
令和2年度第3回理事会議事録

- 1 日 時 令和3年3月11日(木)
午後1時30分から午後2時40分
- 2 場 所 ガレリアかめおか大広間
- 3 理事現在数 12名
- 4 出席理事数 11名
(本人出席) 井上満郎 前田逸郎 山本善也
井口雅子 石野 茂 木戸 考
川勝啓史 坂本信雄 高瀬尚史
山本隆志 松田 一

(出席監事) 垣岡 治

(名誉顧問) 桂川孝裕(亀岡市長) ※途中退席
栗山正隆

(顧問) 楠 善夫 黒川正夫

(事務局) 事務局長 廣瀬 満
企画総務部長(兼務) 山本善也
総務会計課長 野田育代
企画課長 井尻浩嗣
運営課長 西岡正志
- 5 会議に付した事件
報告第1号 専決処分 公益財団法人生涯学習かめおか財団職員給与規程の一部改正について
報告第2号 令和2年度事業報告について
第1号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団令和3年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団諸規程の一部改正について

- 第3号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団職員出向規程の制定について
- 第4号議案 令和2年度公益財団法人生涯学習かめおか財団予算の補正について
- 第5号議案 評議員会（臨時）の日時及び場所並びに目的である事項等について

6 議 事

事務局長 本日は、皆様、公私共に何かとご多用のなか、生涯学習かめおか財団の令和2年度第3回理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。
それでは、本日の理事会に係る提出議案及び資料につきましては、お手元に配布いたしておりますので、ご確認をお願いします。（資料の説明）

事務局長 本日、ご就任いただき初めてご出席いただきました、理事様をご紹介させていただきます。
一般社団法人亀岡市観光協会副会長 木戸〇 考様でございます。

事務局長 また本日は、オブザーバーとして財団名誉顧問の皆様、顧問の皆様にもご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。
名誉顧問の栗山正隆様でございます。
名誉顧問の桂川孝裕様でございます。
顧問の楠善夫様でございます。
顧問の黒川正夫様でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長 それでは、これより理事会を開催いたします。
定款第32条の規定によりまして、理事長に議長をお願いいたします。

議 長 （理事長 井上満郎）
本日は、皆様方には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。
本日の会議につきましては、令和3年度事業計画及び収支予算、規程の一部改正及び制定について、財団予算の補正の承認等につきましてご審議をいただきます。
適切なるご決定をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ここで、桂川市長からご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

桂川市長お願いいたします。

(桂川市長 あいさつ)

議 長 ありがとうございます。
ここで、桂川市長は公務のため退席されます。
お忙しいところ理事会へご出席いただきありがとうございました。

議 長 次に、会議の出席状況を事務局より報告願います。

事務局長 会議の出席状況について報告します。
理事総数12名中、11名のご出席をいただいております。
定款第33条第1項の規定の定足数に達しておりますことを報告申し上げます。
なお、議事録の署名につきましては、定款第34条の規定により、本日ご出席の理事長、副理事長及び監事の皆様に記名押印をいただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 これより日程に入ります。
日程第1 専決処分の報告、公益財団法人生涯学習かめおか財団職員給与規程の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局長 報告第1号 財団給与規程の一部改正について

[説明]

公益財団法人生涯学習かめおか財団職員給与規程の一部改正につきまして、理事長専決規程 第2条 第1項 第2号により、専決処分(令和2年11月30日付)を行いましたので、今回、理事会の承認を求めるところでございます。

この度の規程の一部改正につきましては、令和2年12月亀岡市議会定例会において、亀岡市の「一般職員の給与に関する条例の一部改正」が提案され、可決承認(11月30日)されましたことから、この市の給与改定措置に準じ、当財団職員の給与に関し、勤勉手当の支給割合について改正を行うものです。

主な内容は、

(1) 勤勉手当の支給割合の改定につきましては、令和2年12月の勤勉手当の支給月数割合を0.05月分引き下げ、100分の130から100分の125に改正すること、また、この改定により、令和3年度の期末

手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものです。

(期末勤勉手当 4.50月⇒4.45月に引き下げ)

なお、この規程につきましては、令和2年11月30日から施行することとしますが、令和3年度の期末、勤勉手当の支給割合の改正は、令和3年4月1日から施行します。

以上で、「財団職員給与規程の一部改正についての専決処分」の説明とさせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの説明は以上のとおりですが、ご質問ございませんか。

坂本理事 財団職員の給与は、現在、亀岡市に準じていると言う事が理由ですが、私は財団は事業性があると考えるので、利益が出たら引き上げを、利益がでなければ引き下げというように、財団独自の給与規程とした方がいいのではないかと、今後の課題として問題を提起しておきたいと思います。

常務理事 十分理解できる内容だと思いますが、財団は設立当初から市の給与規程に準じて適用して参りましたので、今回につきましても同様に改正をさせていただきました。財団が自主的に利用率を上げるように取り組んでいかなければならない。利用率を上げることにより収益が出た分については還元が出来ればよいのですが、今のところなかなか難しい状況にありますので市に準じて運用しているのが現状でございます。

議 長 今後の検討課題としたいと思います。ご意見ありがとうございました。

議 長 他に質疑がないようでしたら、これより採決いたします。
専決処分報告第1号について、承認することに賛成の理事の方は挙手願います。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって専決処分の報告について承認することに決しました。

議 長 次に日程第2 令和2年度事業報告について、事務局より説明願います。

企画課長 理事長、副理事長、常務理事は毎事業年度において、職務の執行状況を理事会に報告しなければならないこととなっています。
このため、現状の業務の執行状況を報告することとします。

(資料 令和2年度事業報告書(中間)に基づいて報告)

議 長 事務局からの説明は以上のとおりですが、ご質問ございませんか。

議 長 他に何かございませんか。この件は報告のみとなりますので次に進みます。

議 長 次に日程第3、第1号議案、令和3年度事業計画及び収支予算について議題といたします。
事務局より説明願います。

企画課長 令和3年度事業計画について説明
(事業計画書に基づき説明)

企画課長 令和3年度収支予算について説明
(収支予算書に基づき説明)

議 長 事務局からの説明は以上のとおりであります、ご質疑ございませんか。

山本理事 財団のプロパー職員の人数を教えてください。
また、現在、市の職員が財団へ出向されていますか。もしなければ、
今後出向を受け入れる予定はありますか。

企画課長 現在、財団の職員は13名ですが、来年度からは半数が出向するため、来年度の給与予算は7名分となっております。7名の内、5名が職員、2名が嘱託職員となります。また、現在、市から財団へ出向している職員はありません。
今後受け入れをする予定も、今のところありません。

山本理事 わかりました。

議 長 他にございませんか。
なければ、第1号議案、令和3年度事業計画及び収支予算について、本案原案のとおり決することに賛成の理事の方は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に日程第4、第5 第2号議案、第3号議案 公益財団法人生涯学習かめおか財団諸規程の一部改正並びに職員出向規程の制定についてまとめて議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局長 第2号議案、第3号議案 について

[第2号議案説明]

令和3年度から、ガレリアかめおか指定管理者が財団から他団体へ移り、財団一部職員については、令和3年度からの指定管理者へ在籍出向となり、事業内容や人員配置が大きく変更となる予定です。

財団の新体制においては、部課制を廃止、部課制廃止に伴う職名及び各条文番号等の改正が必要となりました。

今回改正が必要な規程は、組織規程、事務処理規程、文書規程、公印規程、個人情報保護規程、職員就業規程、懲戒審査委員会規程、給与規程、財務規程、職員再雇用規程 計10規程となります。

また、現行の職員勤務状況（時間外勤務）に適応するよう、給与規程を一部改正いたします。

[第3号議案説明]

先程も申し上げましたとおり、財団職員の半数が令和3年度から指定管理者へ在籍出向する予定です。今の財団規程には出向規程がないため、職員が出向した場合の取扱いについて必要な事項を定めるものであります。出向の定義として財団に在籍のまま出向させることや出向期間を含めた出向条件や身分を定めております。また、出向者には既に説明をして了解を得ております。

以上、第2号議案、第3号議案の説明とさせていただきます。

議長 事務局からの説明は以上のとおりであります。ご質疑ございませんか。

山本理事 出向規程第16条（復帰後の処遇）は財団が定める。となっておりますが、出向者にとって、復帰後の処遇が一番大事だと思いますので、復帰後不利益がないように、そのままの地位、身分を保ち、職員を守ることをお願いしたいと思っております。復帰後の処遇を定めるのは、事業サイドで決めることではないということが労働基準法の基本でありますのでその辺りよろしくお願ひしたいと思います。

事務局長 財団の身分を保ったままで出向しますので、復帰後も地位、身分は変わらず不

利益になることがないようにさせていただきたいと思っております。

議 長 他にございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。
第2号議案、第3号議案、財団職員規程の一部改正並びに制定について、本案原案のとおり決することに賛成の理事の方は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって第2号議案、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程第6、第4号議案、財団予算の補正について、議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局長 財団予算の補正について説明
(収支補正予算書に基づき説明)

議 長 事務局からの説明は以上のとおりであります。ご質疑ございませんか。

栗山名誉顧問 修繕費で思い出したのですが、以前、建物のガラスが割れることが数回あり、一枚100万円ほどかかるガラスですが、最近で割れた事はないですか。

事務局長 昨年1枚割れました。原因を追究しましたが、はっきりしたことはわかりませんでした。この時の修繕費は市で対応してもらいました。

議 長 他にないようでしたら、これより採決いたします。
第4号議案、財団予算の補正について、本案原案のとおり決することに賛成の理事の方は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程第7、第5号議案、臨時評議員会の開催について議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局長 第5号議案 臨時評議員会の開催について

〔説明〕

第5号議案は、「評議員会（臨時）の日程及び場所並びに目的である事項等について」、理事会の議決を求めるものでございます。

この度、山本常務理事から令和3年3月31日をもって、理事を退任したいとの申し出がありました。

辞任により常務理事が不在となりますと業務に支障をきたすため、評議員会において後任の理事を選任いただき、その後、理事会において、常務理事を選定いただく必要があります。

この理事の選任及び常務理事の選定等につきましては、皆様にお集まりいただくことなく、書面により決議を取らせていただきたいと考えております。

まず、定款第22条第1項の規定により評議員会を開催することとし、後任の理事を選任いただきます。

評議員会は、定款第17条第1項の規定により、理事会の決議により招集となりますので、第5号議案の通り提案するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上のとおりであります。ご質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑がないようでしたら、これより採決いたします。

第5号議案 臨時評議委員会の開催について、
本案原案のとおり決することに賛成の理事の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって原案のとおり可決されました。

議長 ここで、顧問の皆さんからご意見等がありましたら
お聞かせいただきたく存じます。

栗山名誉顧問 以前あったレストランがなくなり、食事が出来るところがあればいいなと思うのですが、非常に運営していくのが難しいのは十分承知しているのですが、知り合いにもレストランが今後出来るのか聞かれることがあるので今後の予定を聞かせていただければと思います。

常務理事 運営が難しい部分が課題になりますが、ガレリアの利用者また、道の駅のサ

ービス向上のためにレストランがあれば望ましいということを市は、重々承知しておりますので、市と協議しながらすすめていきたいと思えます。

議 長 以上をもちまして、本日の理事会の日程は全て終了いたしました。皆様方のご理解とご協力により円滑なる議事進行ができましたことに厚くお礼を申し上げます。最後に、前田副理事長より、閉会のお言葉を頂戴いたしたいと存じます。前田副理事長よろしく申し上げます。

副理事長 閉会のあいさつ

事務局長 理事の皆様におかれましては、大変お忙しいなか、理事会にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。本日ご出席の理事様におかれましては、新年度に役職等により交替される理事様がおられると存じますが、現在の理事の任期は来年、令和3年5月末頃開催予定の評議員会までとなります。なお、令和3年度最初にお集まりいただく理事会については、5月中旬に開催いたしたく考えております。皆様には、追って案内はさせていただきますが、5月開催の理事会へのご出席について、よろしくごお願い申し上げます。交替を予定されております理事の方については、後日あらためて役員交替の手続きをお願いし、5月末頃に開催予定の定時評議員会にお諮りしまして、交替とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事務局長 以上で理事会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。

以上

定款第34条の規定に基づき署名押印する

令和3年3月11日

公益財団法人生涯学習かめおか財団 理事会

議 長 印
(理事長)

議事録署名人 印
(副理事長)

議事録署名人 印
(監 事)